

議案第31号

つくば市環境都市推進基金条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市環境都市推進基金条例

(設置)

第1条 環境問題に対応した低炭素な環境都市づくりの推進に要する経費の財源に充てるため、つくば市環境都市推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れ

るものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、環境問題に対応した低炭素な環境都市づくりの推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。